

東かがわ市規則第**28**号

東かがわ市一般職の職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月**25**日

東かがわ市長

上村 一郎

東かがわ市一般職の職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

第1条 東かがわ市一般職の職員の給与に関する規則（平成15年東かがわ市規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(勤勉手当の成績率) 第59条 略 (1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の125.5以上100分の182.5以下</u> (2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の115以上100分の125.5未満</u> (3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の107</u> (4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の104.5未満</u> 2・3 略 第59条の2 略 (1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の52.5超</u> (2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の52.5</u> (3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の52.5未満</u> 2 略	(勤勉手当の成績率) 第59条 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第27条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ市長と協議して、別段の取扱いをすることができ。 (1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の123以上100分の180以下</u> (2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の112.5以上100分の123未満</u> (3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の104.5</u> (4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の102未満</u> 2・3 略 第59条の2 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。 (1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の50超</u> (2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の50</u> (3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の50未満</u> 2 略

第2条 東かがわ市一般職の職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(宿日直手当の支給) 第37条 宿日直手当の支給については、宿日直勤務命令簿によって勤務を命ずるものとし、これによって実際に勤務した時間を基礎として支給するものとする。	(宿日直手当の支給) 第37条 宿日直手当の支給については、宿日直勤務命令簿によって勤務を命ずるものとし、これによって実際に勤務した時間を基礎として支給するものとする。<u>ただし、香川県広域水道企業団に派遣されている職員については、次に掲げるとおりとする。</u> (1) <u>水道施設の設備の保全又は監視を目的として行う宿直勤務又は日直勤務については、5,000円とする。</u> (2) <u>水道施設の設備の保全又は監視を目的として命ぜられた勤務場所を離れた待機については、1,500円とする。ただし、勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日又は勤務時間条例第10条に規定する休日において行う場合は、2,500円とする。</u>
2 略 (勤勉手当の成績率) 第59条 略	2 略 (勤勉手当の成績率) 第59条 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第27条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ市長と協議して、別段の取扱いをすることができる。
(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の124.25以上100分の181.25以下</u> (2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の113.75以上100分の124.25未満</u> (3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の105.75</u> (4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の103.25未満</u>	(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の125.5以上100分の182.5以下</u> (2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の115以上100分の125.5未満</u> (3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の107</u> (4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の104.5未満</u>

改正後	改正前
2・3 略 第59条の2 略 (1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の51.25超</u> (2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の51.25</u> (3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の51.25未満</u> 2 略	2・3 略 第59条の2 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。 (1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の52.5超</u> (2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の52.5</u> (3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の52.5未満</u> 2 略

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則中第1条の規定は令和7年12月26日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の東かがわ市一般職の職員の給与に関する規則の規定は令和7年12月1日から適用する。